

古河市文化芸術振興基本計画

- 概要版 -

こころゆたかな
日々がある

こがで
くらすこ
KOGA KURASU

令和6年3月
古河市教育委員会

策定の趣旨

古河市が育んだ文化の土壌と多くの文化人たちの功績を保存し、後世へ継承しつつ、新たな文化芸術分野の発展を推進するため、改めて本市の文化環境の全体像を見据え、その取り組みと基盤構築の方針を示すことが必要とされています。

本計画の策定を契機に、文化芸術振興に向けた機運を高め、文化芸術の面から、より一層の地域社会の活性化と市民の郷土愛の醸成等を目指します。

計画の範囲

文化芸術基本法をふまえ、本計画の対象としての文化芸術の範囲は以下の通りとします。

計画対象分野			
芸術	メディア芸術	伝統芸能	芸能
生活文化・国民娯楽・出版物およびレコード等		文化財	地域文化

計画の期間

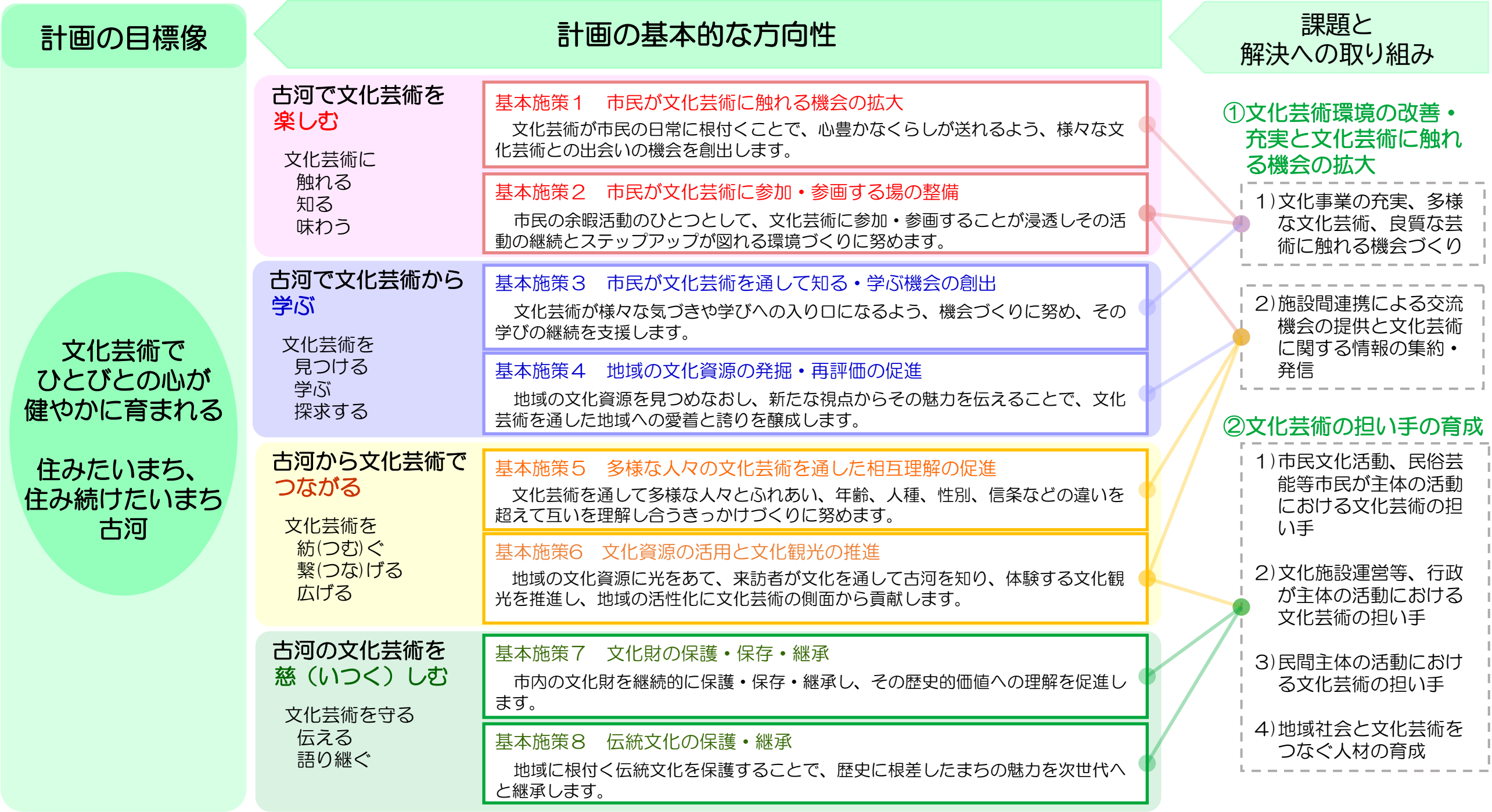
本計画の期間は、令和6年(2024年)度から令和10年(2028年)度までの5か年とします。

ただし、他の施策等の策定状況等、必要に応じて見直しを図ることとします。



わたらせ水辺の楽校 橋脚イラスト「古河 THE ANIMATION」

施策の展開

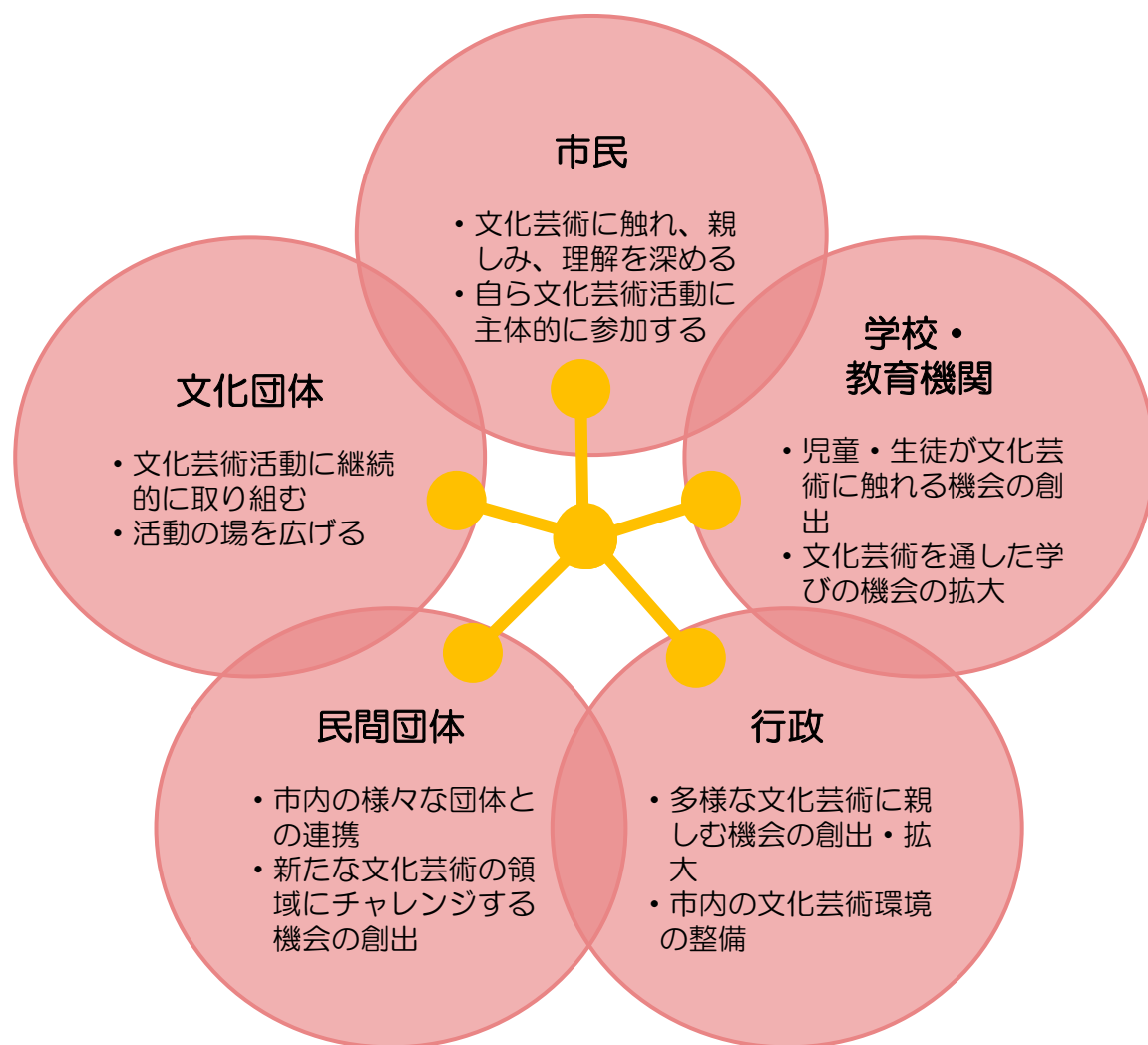


文化芸術振興基本計画の推進

【推進に向けた取り組み方針】

古河市の文化芸術は、市民・文化団体・学校・民間等、様々な主体に支えられています。本計画をもって、相互理解を深めながら連携を強化し、文化振興の推進に向けた新たな基盤づくりに取り組みます。

【各推進主体の役割】



古河市文化芸術振興基本計画
令和6年3月

発行：古河市教育委員会生涯学習課文化教育推進室
〒306-8601 古河市長谷町38番18号
☎0280-22-5111 fax0280-22-7114
E-mail: shougai@city.ibaraki-koga.lg.jp
U R L : www.city.ibaraki-koga.lg.jp/